

地方機関の見直しについて（素案）

1 見直しの背景

新たな行政課題への対応

保健・福祉機能の強化

（こころの問題〔自殺、引きこもり〕、児童虐待の増加への対応）

安心・安全機能の強化

（地震などの災害、多発する街頭犯罪等への対応）

市町村合併の急速な進展

88市町村が63市町村へ（14～19年度）

（町村数は57町村から28町村へと半減）

行政改革の推進

知事部局等と教育の事務部門の職員数を1,500人以上削減
（17～22年度）

現行県事務所体制の課題の解決

総合調整機能のあり方の検討
内部管理事務の合理化

2 見直しの基本的な考え方

〈3つのポイント〉

県民ニーズに対応した機能の強化

（新たな行政課題への対応の強化と、県民に直接関わるサービスの維持・向上）

市町村合併等に伴う広域化・集約化

（事務所の所管区域の広域化、市町村関係業務の本庁集約化）

山間地域の振興強化

（奥三河山間地域の地域性に配慮した体制）

3 見直しの骨子

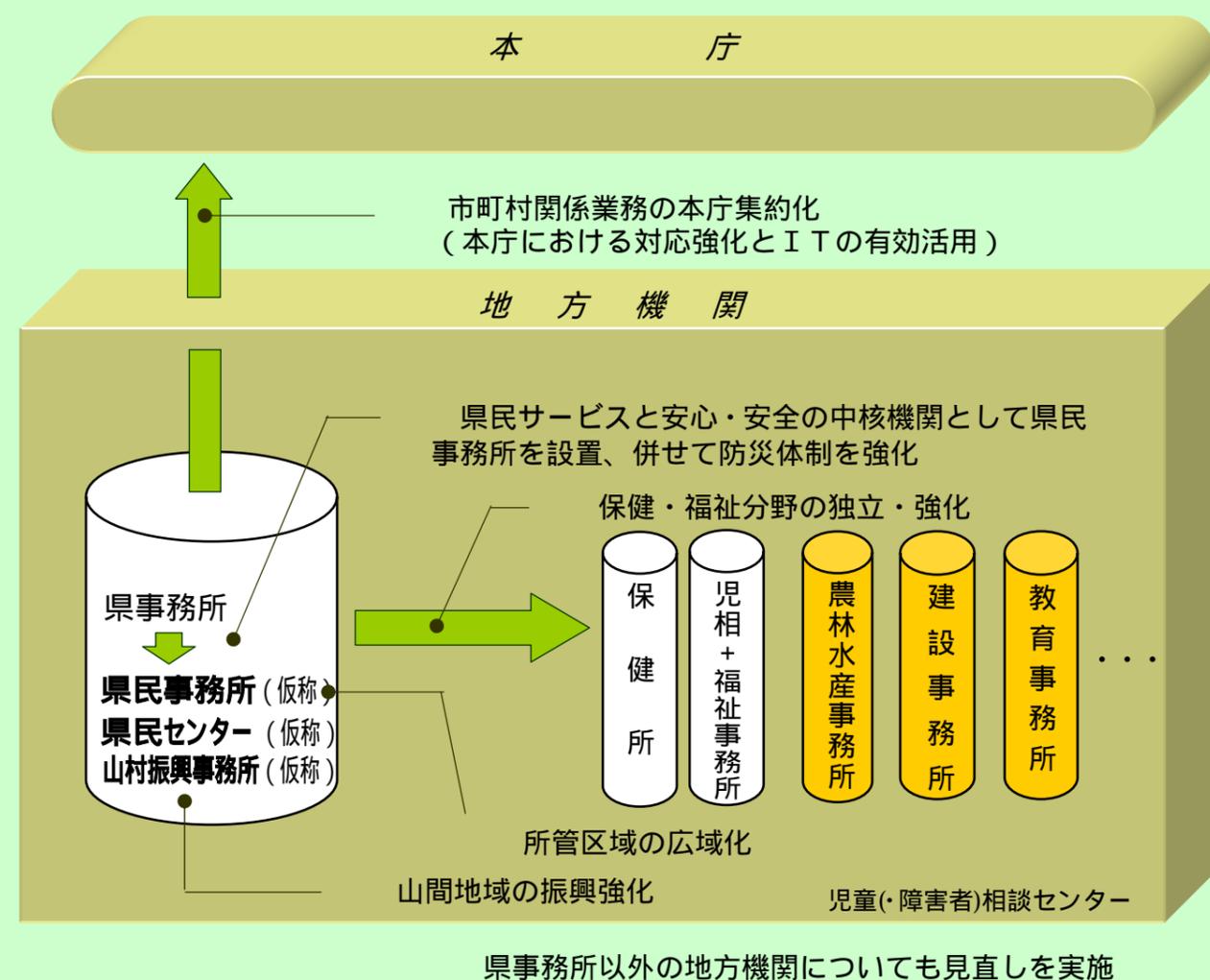
県民サービスと安心・安全の中核機関として「県民事務所(仮称)」を設置併せて防災体制を強化

保健・福祉分野の独立・強化（保健所等の専門性・迅速性の発揮）

所管区域の広域化

市町村関係業務の本庁集約化（効率、迅速な対応）

山間地域の振興強化（現地に必要な機能を維持、本庁も強化）



4 見直しの骨子の内容

《参考：現行の県事務所》設置箇所：7か所（尾張・海部・知多・西三河・豊田加茂・新城設楽・東三河）

主な所掌業務：市町村行財政、県民相談、旅券発給、防犯、防災、環境保全・廃棄物対策、労働相談、保健所、児童（・障害者）相談センター等

県民サービスと安心・安全の中核機関として「県民事務所(仮称)」を設置。併せて防災体制を強化。

新たな行政課題（県民のニーズ）に的確に対応するため、**県民サービスと安心・安全の中核機関として「県民事務所(仮称)」等**を設置する。（従来の県事務所を発展的に改組。）

《主な所掌業務》 県民相談、旅券発給、防犯、防災、環境保全・廃棄物対策、労働相談等

《各地域の機関》

尾張・西三河・東三河の3地域に「**県民事務所(仮称)**」を設置。

- ・ 海部・知多の2地域に「**県民センター(仮称)**」を設置。海部及び知多の経理関係事務等を尾張県民事務所に集約
- ・ 豊田加茂地域には**西三河県民事務所(仮称)の分課及びグループ**を設置。

新城設楽地域には現地における山村振興の総合窓口としての機能も担う「**山村振興事務所(仮称)**」を設置。市町村の行財政に関する業務等を継続配置

県民相談、旅券発給等を所管する**県民生活プラザは現行数（7か所）を維持**する。

災害時の現地即応性の向上を図るとともに市町村支援の拠点とするため、災害時に「**県民事務所(仮称)**」に「**災害対策本部方面本部(仮称)**」を設置する。

保健・福祉分野の独立・強化（保健所等の専門性・迅速性の発揮）

保健所等：保健所、児童（・障害者）相談センター、福祉事務所

こころの問題（自殺、引きこもり）や児童虐待等への対応力強化が求められる中、専門性の強化・対応の迅速性の向上を図るため、**保健所等を分野別地方機関**とする。

保健所は健康危機管理やメンタルヘルス相談窓口等、新たな専門性の高い機能が求められていることから、**支所を窓口機能に特化し専門職員を本所に集中化し機能強化**を図る。

児童虐待等に総合的に対応するため**福祉事務所と児童相談センターを統合**するとともに、虐待件数の増加等を踏まえ尾張部に**児童相談センターを増設**する。

所管区域の広域化

市町村合併の進展を踏まえ、「**県民事務所(仮称)**」の**所管区域を広域化**する。（を参照）通常業務は各地域で完結するよう必要な機能は継続配置。

市町村関係業務の本庁集約化（効率、迅速な対応）

市町村合併の進展に伴う市町村の規模・機能の拡大・強化やIT環境の充実を踏まえ、交付税、起債等の**市町村の行財政に関する業務を本庁に集約**する。

市町村の相談窓口機能、情報収集機能等の従来、県事務所が担っていた機能を維持するとともに、「**あいち市町村自律拡大プログラム**」(H19.3)に基づく新たな取組等を推進するための**課内室**を総務部市町村課に設置する。

山間地域の振興強化（現地に必要な機能を維持、本庁も強化）

奥三河山間地域振興の現地総合窓口として「**新城設楽山村振興事務所(仮称)**」を設置する。

山間地域振興に係る総合的な施策展開を図るため本庁に**関係部局長等を構成員とする「山村振興推進本部(仮称)」**を設置する。

山間地域振興の中核機関として**課内室**を地域振興部地域政策課に設置する。

その他（県事務所以外の地方機関の見直し）

試験検査体制の見直しによる科学的な技術力の強化と業務の効率化を図るため、**食品衛生検査所と衛生研究所を統合**する。

専門職員の集中化による機能の高度化を図るため、**農業普及指導センターを11か所から8か所に統合**する。（尾張東と尾張西、西三河と安城、設楽と新城を統合。）

西三河家畜保健衛生所の家畜伝染病等の検査・診断体制の強化を図るとともに、所管区域の広域化による機能の充実を図るため**尾張と知多家畜保健衛生所を統合**する。（尾張を知多の支所とする。）

水系一貫の河川整備・管理の充実・強化と業務の効率化を図るため、**河川工事事務所と建設事務所を統合**する。

市町村合併の進展を踏まえ、**教育事務所を7か所から5か所に統合**する。（豊田加茂と西三河を統合、新城設楽を東三河の支所とする。また、山間地域支援のため、「**設楽駐在(仮称)**」を設置する。）

5 県事務所の見直しのイメージ 見直し後の機関名、課名等は全て仮称

現行 7地域に県事務所を設置。

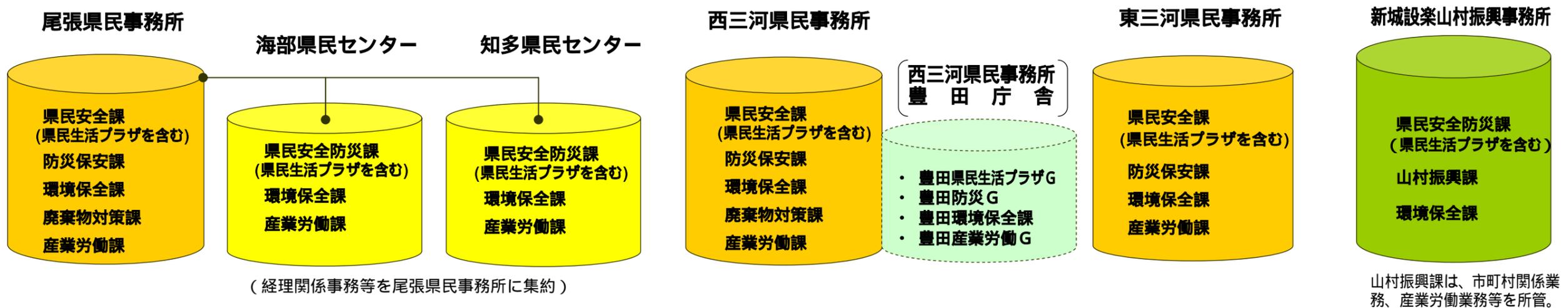


見直し後 尾張・西三河・東三河の3地域に「県民事務所」を設置。
 (海部・知多の2地域に「県民センター」を設置。)
 新城設楽地域には、「山村振興事務所」を設置。



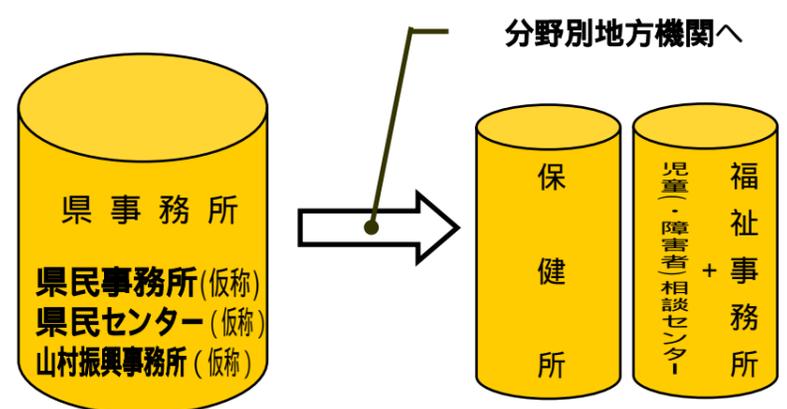
県民事務所・・・ 県民センター
 山村振興事務所

内部の体制はイメージ
 (今後精査)



保健所、児童(・障害者)相談センター、福祉事務所

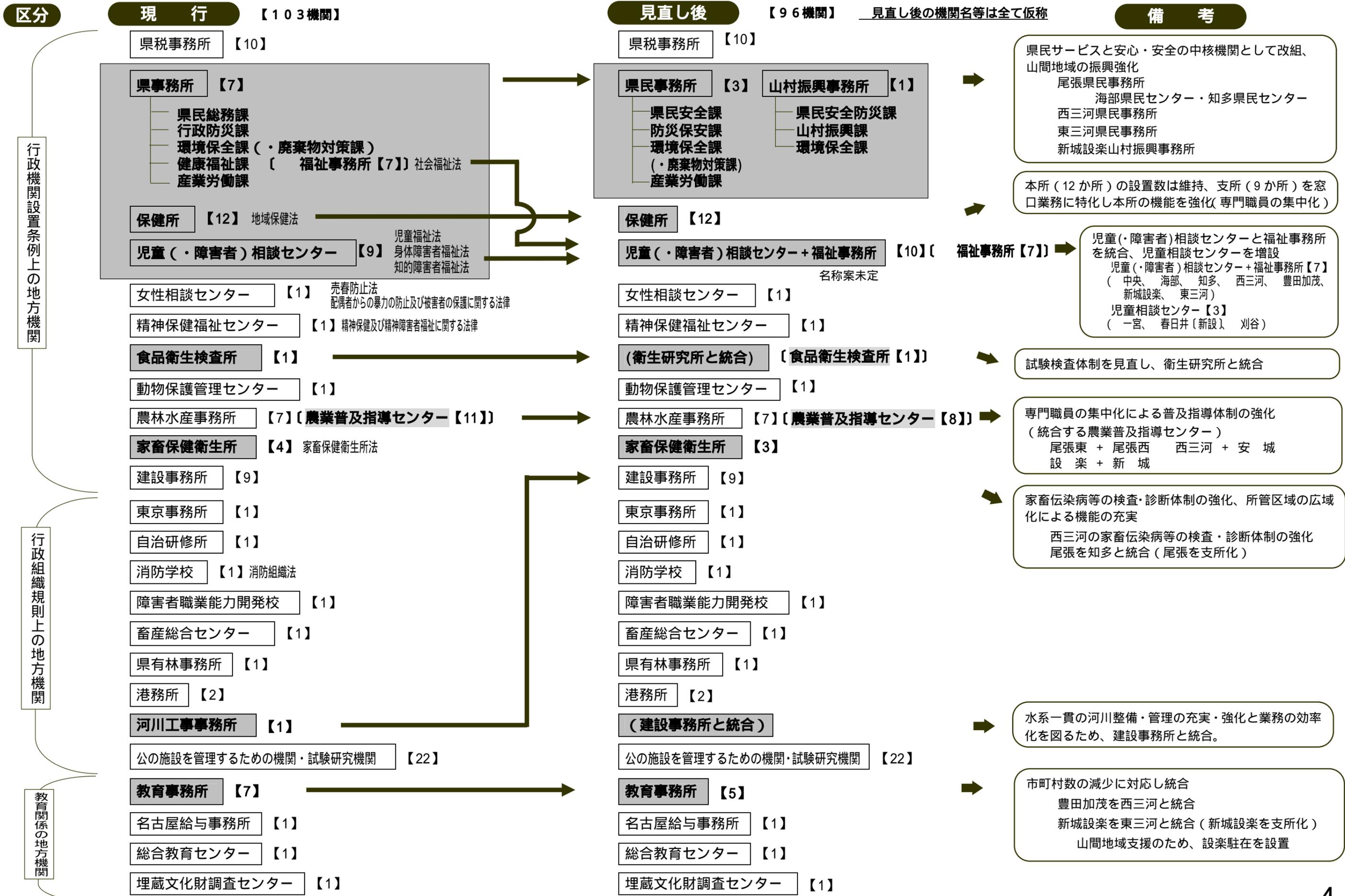
分野別地方機関として独立・強化(対人サービスを中心とした専門性の高い機関。迅速・的確な判断と対応を実現。)



- 保健所 12保健所体制を維持。支所の機能は見直し。
- 児童(・障害者)相談センター 尾張地区に児童相談センターを1か所増設(9か所 10か所)
- 福祉事務所(県事務所健康福祉課) 児童相談センターと統合(7か所を維持)

(参考) 見直しの全体像

網掛が見直す機関。【 】内は設置数。 は法令必置機関。〔 〕内はいわゆる「2枚看板」の機関(左四角囲みの地方機関の内部組織が業務を担うもの。設置数としては計上しない。)



行政機関設置条例上の地方機関

行政組織規則上の地方機関

教育関係の地方機関